

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは日常生活の延長線上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が非常に難しい。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭等からなる、いじめ防止対策のための校内組織を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

毎週金曜日の職朝において、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 学校、保護者の責務

(1) 学校の責務

- ア 校長は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために、リーダーシップを発揮し、組織的に取り組む。
- イ 教職員は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために情報を共有し、共通理解を図るとともに、共通実践に徹する。
- ウ 児童の保護者、地域住民その他の関係諸機関との連携を図る。

(2) 保護者の責務

- ア 保護者は、自分の子ども（家庭）の教育について第一義的責任があることを認識する。
- イ いじめは誰もが、加害者や被害者にもなり得ることを認識し、未然防止のために規範意識を養うための家庭教育に努める。
- ウ いじめに気付いた場合やその疑いがあると思われる場合は、直ちに学校に相談する。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ア ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、毎月行う、「心のアンケート」やHyper-QU検査結果等を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい人間関係づくりに努める。

心のアンケート（4月）

4月のことについて、質問します。あてはまる言葉に、○をつけましょう。書いたことについてはひみつにしますから、安心して答えてください。


1 学校は楽しいですか？

楽しい まあまあ楽しい 少し楽しくない 楽しくない

それは、点数で表すと100点満点で何点ですか。 点

→ そう答えた理由を書きましょう。

2 なかのよい友だちはだれですか？



4 4月に、次のようなことがありましたか？

① 「お金をだせ」と言われたり、わりやりおごらせられたりした。 2点 1～2点 3～4点 5～10点以上

② わけもなく、たたかれたりけられたりした。 2点 1～2点 3～4点 5～10点以上

③ あそびのときに、なかまはずれにされた。 2点 1～2点 3～4点 5～10点以上

④ 「おしゃべりしない」「なかまに入れない」など、むしされた。 2点 1～2点 3～4点 5～10点以上

⑤ えんぴつや上ぐつをかくされた。 2点 1～2点 3～4点 5～10点以上

⑥ 友だちが、なかまはずしやいじわるをされているのを見た。 2点 1～2点 3～4点 5～10点以上

(ない)と答えた人だけに質問です。 (いつ・だれが・どんなことを)

どんなことですか。

くわしく教えてください。

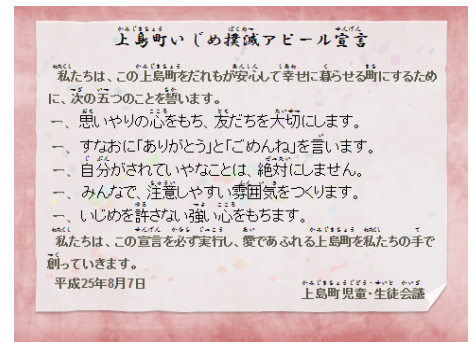
5 4月でうれしかった・楽しかったことを書きましょう

<心のアンケート>

イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

ウ 学級目標を明確にしたり、「良いこと見付け」をしたりして、お互いの良さを認め合う望ましい学級集団づくりに努め、学級への帰属意識を高める。

エ 上島町で作成した「上島町いじめ撲滅アピール宣言」を朝の会で唱和し、いじめのない学校にしようという気持ちを高める。



＜上島町いじめ撲滅アピール宣言＞

(2) 道徳教育、人権・同和教育の充実

ア 道徳科の授業を通して、正義感や公平さを重んじる心、友達や命を大切にする心を育てる。

イ 全ての教育活動において道徳教育、人権・同和教育を充実し、みんなと協力し助け合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童を育てる。

(3) 相談体制の整備

ア 「心のアンケート」実施後に学級担任を中心に、必要に応じて養護教諭等も教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

イ 心のアンケート及び hyper-QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修等で共通理解を図る。

ウ ハートなんでも相談員やスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

[学級集団について]
① QUのパターン【満足かたさゆるみ拡散荒れいじめ崩壊】
② 現時点で担任が問題だと感じていること（略）
③ 不満定数いる児童（略）
④ QUテストの結果から分かること ・ クラスの中に、気持ち分かってくれる人があまりいないと答えた児童が3名いた。 ・ 学級生活意欲は全国平均を超えているが、極端に低い児童がいる。
⑤ 結果を踏まえての改善策 ・ 友達の良いところ見付けを行い、認められる機会をつくる。 ・ 受け入れてくれる人がいると思えるように、学級遊びやグループ活動を意図的に行う。
[ソーシャルスキルについて]
⑥ ソーシャルスキル尺度の型（略）
⑦ 配慮・支援を要する児童（略）
⑧ 結果を受けての考察（略）
⑨ 今後の対策 ・ 遊びや学習の中で、友達とふれ合う機会を多くつくる。 ・ 「みんなと同じくらい話す」というスキルを指導する。

(4) 縦割り班活動の実施

縦割り班で、遊び・全校ミーティング・全校スピーチ・遠足などの活動を積極的に行い、協力し、お互いを思いやることを体験し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

＜hyper-QU の分析シート＞

(5) 校長及び生徒指導主事の講話等での人権意識の高揚

計画的に、校長及び生徒指導主事からの講話を通して、本校児童を取り巻く様々な問題に気付かせることにより、その問題解決に向けての人権意識の高揚を図る。

(6) 校内放送を取り入れた活動の充実

校内放送で、児童の好きなものや特技等をクイズにして紹介する「友達クイズ」を通して、互いのことを更によく知る活動をする。また、各学級で友達の良いところを見付け、それを校内放送で紹介したりすることで、自他を認め合う活動の充実に努める。

(7) インターネット及び SNS 等の問題に対する対策の推進

携帯・インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を計画的に行う。また、適宜、児童主体のルールづくりやルールの見直しを行っていく。

(8) 学校相互間の協力体制の整備

町内の小学校や中学校・保育所と情報交換や交流学习を行い、人と関わる場や機会をつくる。

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る差別、偏見の解消

新型コロナウイルスに係る差別や偏見が生じないようにするため、シトラスリボンの啓発活動や日々の教育活動を通して、感染症に対する正しい理解を促す指導を行う。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康推進

課、上島町教育委員会（以下 教育委員会）、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 心のアンケート、hyper-QU 検査等の実施

毎月1回「心のアンケート」、hyper-QU 検査、i-check 検査を実施する。また、それらの結果を基に、一人一人の児童と教育相談を行い、思いを酌み取る。

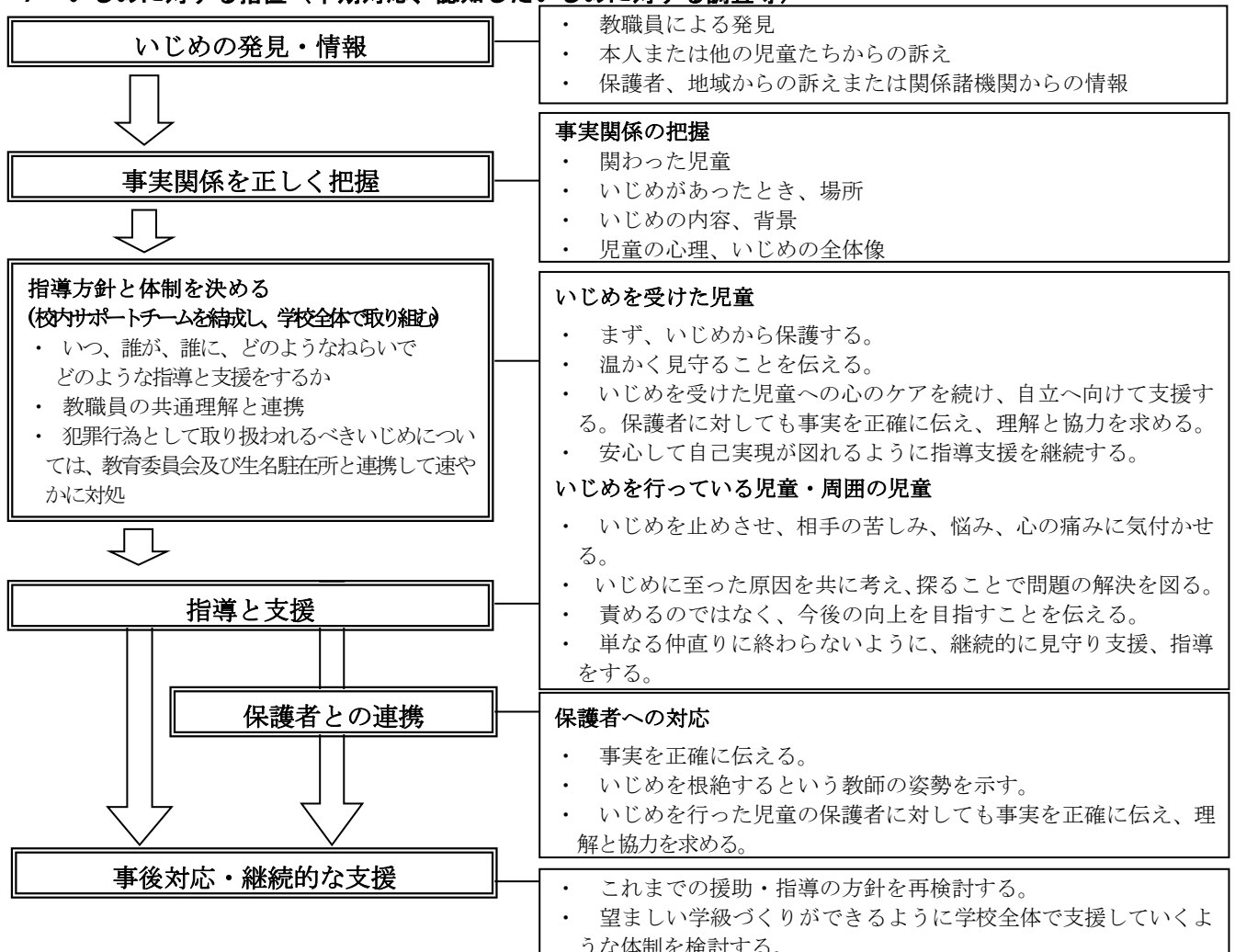
(3) 児童観察と日記指導の実施

休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配ったり、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、直ちに、いじめを受けている児童の安全を確保すると同時に、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

7 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する調査等）



8 いじめ防止等の対策のための組織の設置



9 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

10 学校評価

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめ・不登校根絶に関すること」を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

11 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員 会 等	生徒指導委員会 月1回開催 事案発生時には直ちに編成・対応					
	生徒指導委員会 方針計画等				生徒指導委員会 2学期の計画	
	職員研修 学校いじめ防止基本方針の確認 配慮児童についての共通理解				学校評価を基に 研修	
防 止 対 策	学級・学年集団づくり 分かる・できる授業 道徳教育・体験活動の充実					
	P T A総会 方針説明	学校公開日 において地域・ 保護者啓発	生名地区地域ふれあ い学習会(人権・同和 教育参観日)におい て地域・保護者啓発	学校評価の実施	上島町児童生徒 会議	
早 期 発 見	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート hyper-QU 検査	心のアンケート 体罰調査	心のアンケート	心のアンケート
	児童観察 教職員、保護者、地域等の情報確認・教育相談					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員 会 等	生徒指導委員会 月1回開催 事案発生時には直ちに編成・対応					
		えひめいじめ STOP!デ イ	生徒指導委員会 3学期の計画	学校評価を 基に研修	生徒指導委員会 本年度の反省	職員研修 配慮児童についての 共通理解(引き継ぎ)
防 止 対 策	学級・学年集団づくり 分かる・できる授業 道徳教育・体験活動の充実					
	学校公開週間 において地域 保護者啓発		学校評価の実施	いきいきフェス ティバルにおい て保護者啓発	学校公開日 において地域・ 保護者啓発	
早 期 発 見	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート 体罰調査	心のアンケート	心のアンケート i-check 検査	心のアンケート 体罰調査
	児童観察 教職員、保護者・地域等の情報確認及び共通理解					